

電子入札開札時の立会いについて

開札が適正に執行されたことを確認していただくことで、競争入札の透明性を高め、公正な入札執行を確保するため、次のとおり立会いを受け付けます。

1 立会者になれる者

当該電子入札に参加した者

2 手続き

立会いを希望する者は、入札書提出締切り日時までに開札立会希望申出書（様式第1号）を管財課窓口へ提出してください。

3 開札日当日について

- ・ 立会いを希望する案件の開札開始時間までに開札会場前にお越しください。開札時間になりましたら、お声をおかけしますので、入室してください。なお、当日の開札状況により、開札時間が遅れることがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 入札経過確認書に記名押印していただくことがありますので、印鑑をご持参ください。（シャチハタ使用不可）
- ・ 代理人が立会いをを行う場合は、開札時に開札立会に関する委任状（参考様式参照）を提出してください。代理人の印鑑は委任状に押印したものを持参してください。（シャチハタ使用不可）
- ・ 立会いを辞退する場合は、事前に電話等でご連絡ください。

4 注意事項

立会者は、入札執行者の指示に従って立会いをを行うものとし、入札執行に支障を及ぼすおそれのある行為を行ってはいけません。入札執行を妨げる行為又は入札執行に支障を及ぼすおそれのある行為を行った場合は、退出を命ずることがあります。